

入居契約書

(ユニット型個室)

特別養護老人ホームみどりの丘

特別養護老人ホームみどりの丘 入居契約書（ユニット型個室）

2025 年 4 月 1 日

_____（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人陵風会が開設する特別養護老人ホームみどりの丘（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約するものとする。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し介護老人福祉施設サービスを提供する。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了日の14日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護3～要介護5もしくは、要介護1、2で特例入居に該当すると認定された場合、契約は更新されるものとする。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員が行う。

- 1 利用者の解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族の意向を踏まえたうえで、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。
- 2 施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて施設サービス計画を変更する。
- 3 施設サービス計画の原案について、作成及び変更に際しては、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。

第4条（介護老人福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供する。
- 2 利用者が、利用できるサービスの内容は〔重要事項説明書〕のとおりです。事業者は〔重要事項説明書〕に定めた内容について、利用者及びその家族に説明する。

第5条（身体的拘束等その他の行動制限）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束等を行わないとする。
- 2 事業者が一時的に身体拘束その他の行動制限をする緊急やむを得ない場合は、個別の状況による拘束の必要な理由、身体拘束の方法、身体拘束の時間帯、身体拘束開始時期及び解除の予定について、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。

第6条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

第7条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人福祉施設のサービス提供に関するケース記録を作成し、契約終了後2年間保存する。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1項のケース記録を契約者より申請手続きすることにより閲覧できる。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項のケース記録について、実費相当額を支払うことにより複写物の交付を受けることができる。

第8条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔重要事項説明書〕に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月20日までに利用者に通知する。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末までに口座振替にて支払う。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行する。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
 - ① 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
 - ② 事業者もしくはサービス従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたいほどの重大な事情が認められる場合。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく1か月以上の猶予期間を設けたうえで2ヶ月以上滞納した場合は、支払期限を決め期限までに全額支払いがない場合はこの契約を解約（退所通告）出来るものとする。
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または入院後主治医の判断により退院できないことが明らかになった場合。
 - ③ 当事業所内で提供できない医療行為や介護サービスが生じた場合。
 - ④ 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ⑤ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者または他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ⑥ 利用者または身元保証人が職員に対してカスタマーハラスメントと認められる以下の行為があった場合。

(厚生労働省の定義にある以下の行為が該当するものとする)

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言）
- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・継続的な（繰り返し）執拗な（しつこい）言動
- ・拘束的な行動（不退去・居座り・監禁）
- ・差別的な言動
- ・性別的な言動
- ・職員への攻撃・要求

- ⑦ 利用者または身元保証人が事業者やサービス提供または他の利用者にセクシャルハラスメント以下に該当する行為があった場合

- ・意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等
- ・性的嫌がらせ行為（必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、入浴中あからさま性的な話をするなど）

尚、ハラスメントが認知症等の病気または障害による言動かの判断は、事業者だけではなく利用者の主治医（かかりつけ医）やケアマネジャー等の意見も確認し判断する。

- ⑧ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。

- 3 利用者が要介護認定の更新で特例入所要件が非該当、自立または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了する。
- 4 平成 27 年 4 月以降に入居された方で、要介護認定が 1～2 へ変更になった場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合。

第 10 条（退所時の援助）

- 1 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後の生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。
- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
 - ② 居宅介護支援事業所の紹介。
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介。

第 11 条（秘密保持）

- 1 事業者又はサービス従業者は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しない。

第12条（賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合、速やかに利用者の後見人・家族又は身元保証人、都及び保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
但し、故意過失がない場合にはこの限りではない。
- 3 利用者に事故が発生した場合には、速やかに家族や市町村に対し連絡を行う等の措置を講じる。また、当該事故の状況及び事故に際してとった対応や処置を記録するものとする。尚、その記録は2年間保存するものとする。
- 4 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負わないものとする。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れるものとする。
 - ①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損傷が生じた場合。
 - ②利用者がサービスの提供のための必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合。
 - ③利用者の急激な体調の変化等、事業所が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が生じた場合。
 - ④利用者が事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第13条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行う。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第17条（身元保証人）

- 1 利用者は、介護老人福祉施設サービスの提供を受けるにあたり、代理人として身元保証人（連帯保証人：以下省略）1名を定めるものとする。
- 2 身元保証人は、この契約に関する利用者の事業者に対する責務等について利用者と連携又は利用者に代わって一切の責任を負うものとする。
 - ①身元保証人が履行の責を負う極度額は100万円とする。
 - ②身元保証期間は、5年とする。5年を過ぎる場合は再度契約をする。

- 3 身元保証人は次の事項についても同様の責任を負うものとする。
- ①利用者が病院等の医療機関に入院する場合、入院申込みの手続きや入院費等の医療費の支払い。
 - ②第9条に掲げる契約の終了に伴う利用者の受入れ。
 - ③利用者が死亡された場合遺体の引き受け。遺留金品の処理、その他必要な事項。
 - ④前各号の他、利用者の身上に関する必要な事項。
- 4 利用者は身元引受人が死亡、行方不明又は破産の申し立て和議の申し立て等を受けることなどで、その資格を喪失した時はその旨を速やかに事業者に報告し新たに身元引受人を定めるものとする。
- 5 利用者は、真にやむを得ない事情がある場合は、身元引受人を定めない事ができるものとする。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

〔事業者名〕 社会福祉法人 陵風会
〔住 所〕 鹿児島県鹿児島市西陵一丁目4番1号
〔代表者名〕 理事長 徳田 恵子 印

〔施 設 名〕 特別養護老人ホームみどりの丘
 (事業所番号：1374801841)
〔住 所〕 東京都東久留米市上の原一丁目2番42号
〔代表者名〕 施設長 滝澤 真由美

〔説明者名〕 所属 生活相談員

【利用者】

〔住 所〕
〔氏 名〕 印

【身元保証人】

〔住 所〕
〔氏 名〕 印
 本人との続柄 ()